

第 2 1 回 第三者委員会 議事録

1. 日時：平成 2 4 年 6 月 8 日（金） 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
2. 場所：一般財団法人家電製品協会 第 4 会議室
3. 委員の現在数：3 名
4. 出席者と人数：細田委員長、石川委員、辰巳委員 以上 3 名出席
その他 家電製品協会 事務局 7 名が陪席
5. 議題：（1）平成 2 3 年度事業協力実績等の報告
（2）規定類、様式の改定案等の審議
（3）平成 2 5 年度公募案等の審議
（4）今年度における評価案の審議
（5）その他
6. 配布資料：（資料 1）平成 2 3 年度事業協力実績報告関連資料一式
（資料 2）規定類、様式等の改定案関連資料一式
（資料 3）平成 2 5 年度公募案等関連資料一式
（資料 4）今年度における離島対策事業評価案関連資料一式

7. 議事の内容

<主な質疑・意見>（◇は委員からの質問・意見、◆は事務局からの説明等）

（1）平成 2 3 年度事業協力実績等の報告

- ◆ 平成 2 3 年度不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力それぞれの実績について、又、実績報告書に記載された両協力事業に対する自治体からのおもな要望とそれらに対する対応コメントを報告する。
- ◆ 不法投棄未然防止事業協力実績報告書に記載された防止事業の実施事例を『家電リサイクル年次報告書（平成 2 3 年度版）』（7 月発行予定）及び事業協力室ホームページに掲載して紹介することを報告する。
- ◇ 上記実施事例の一部について掲載方法の改善案を提案する。
- ◆ 上記ご提案を盛込んで修正する。
- ◆ 平成 2 3 年度両事業協力実績について、その結果をホームページに公表し、又、自治体からの要望について、様式の改正や個別案内等内容に応じて対応していくことを提案する。
- ◇ 審議の結果、提案の通り議決する。

（2）規定類、様式の改正案等の審議

- ◆ 平成 2 5 年度公募以降に適用する基本方針、実施要項及び様式について改正することを提案する。主な改正点は以下の通りである。
 - ①財団法人から一般財団法人への移行に伴い法人名称の記載を改める。
 - ②不法投棄未然防止事業協力実績報告書の一部である自己評価書について、事前評価を応募申請書に、中間評価及び事後評価を実績報告書の他項目にそれぞれ取り込むこととし、両様式の改正を行う。また、事前評価の内容を反映して実施要項第 5

条第4項に内定の条件として1号を追加するとともに、事後評価は必ず、中間評価は必要に応じて実施し提出することを内定に関して付する条件とする。

③概算払申請の期限を変更することとし、このため、実施要項及び概算払い申請様式の一部を変更する。

④「特定廃棄物」や「一般廃棄物」等の用語を実施要項等に沿って定義することとし、このため、応募申請書様式及び実績報告書様式の一部を変更する。

⑤その他、それぞれの様式について、自治体担当者の記入時の負担を軽減すべく、各項目の記載内容や計算表のフォーマットの説明等を見直す。

◆ 上記②に関連して、平成23年度に係る実績報告書に記載された自己評価の内容を見ると自己評価の主旨が徹底していないと判断される。本年度事業協力においては、第三者委員会のご指示を受けて、各市町村にその適正な実施を求めるメールを送信することを提案する。

◇ 上記②の実施要項に追加する内定の条件について、文章表現が難解であり、自治体担当者が理解しやすくするよう求める。

◆ 追加する内定の条件の主旨に沿って応募申請書が記載されるよう、同申請書の記載項目やガイドラインを平明な表現にすることで対応する。

◆ 上記改正後の規定類及び様式を平成25年度事業協力に関する書類としてホームページに掲載することを提案する。

◇ 審議の結果、提案の通り決定する。

(3) 平成25年度公募案の審議

◆ 平成25年度不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の公募案及びその案内方法並びに公募に関するスケジュールを提案する。

◇ 審議の結果、提案通り決定する。

(4) 今年度における離島対策事業協力評価案の審議

◆ 平成23年度事業の総括的とりまとめについては、昨年の評価項目を原則的に踏襲し、助成金の交付台数実績、効率的輸送事業の実施状況、排出者の負担軽減状況等について評価を行い、さらに、海上輸送費と輸送距離について考察を行うことを提案する。

◆ 当該事業の市町村ごとの評価については、平成22年度の様式を原則的に踏襲して行うことを提案する。

◆ 当該離島対策事業の評価について、第三者委員会への評価案の提示及び審議の時期を平成23年7月末頃に同委員会を開催し行うことを提案する。

◆ 不法投棄未然防止事業協力については、平成21年度から平成23年度事業に関して評価案の提示を前項提案の次回委員会にて行うことを提案する。

◇ 審議の結果、提案通り決定する。

以上